



# 法令実務研修 「芦屋市屋外広告物条例について」

平成28年10月20日  
芦屋市都市建設部  
都市計画課まちづくり係

# 芦屋市の位置

芦屋市は兵庫県の南東部、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、面積約1,857ha、東西約2.5km、南北約9.6kmと南北に細長いまちで、北は六甲の山並み南は大阪湾に面し、温かな気候に豊かな自然環境、交通の利便性など、生活条件に恵まれた住宅都市です。

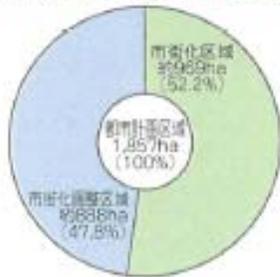


# 芦屋市の都市計画

## 市街化区域と市街化調整区域

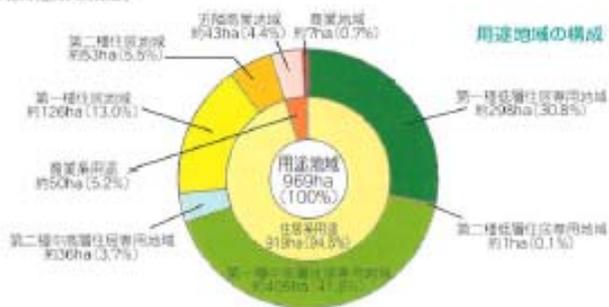
市街地が無秩序に広がるのを防ぐため、計画的に市街地をつくっていく区域(市街化区域)と市街化しない区域(市街化調整区域)に市域を分けています。

市街化区域と市街化調整区域の構成



## 用途地域

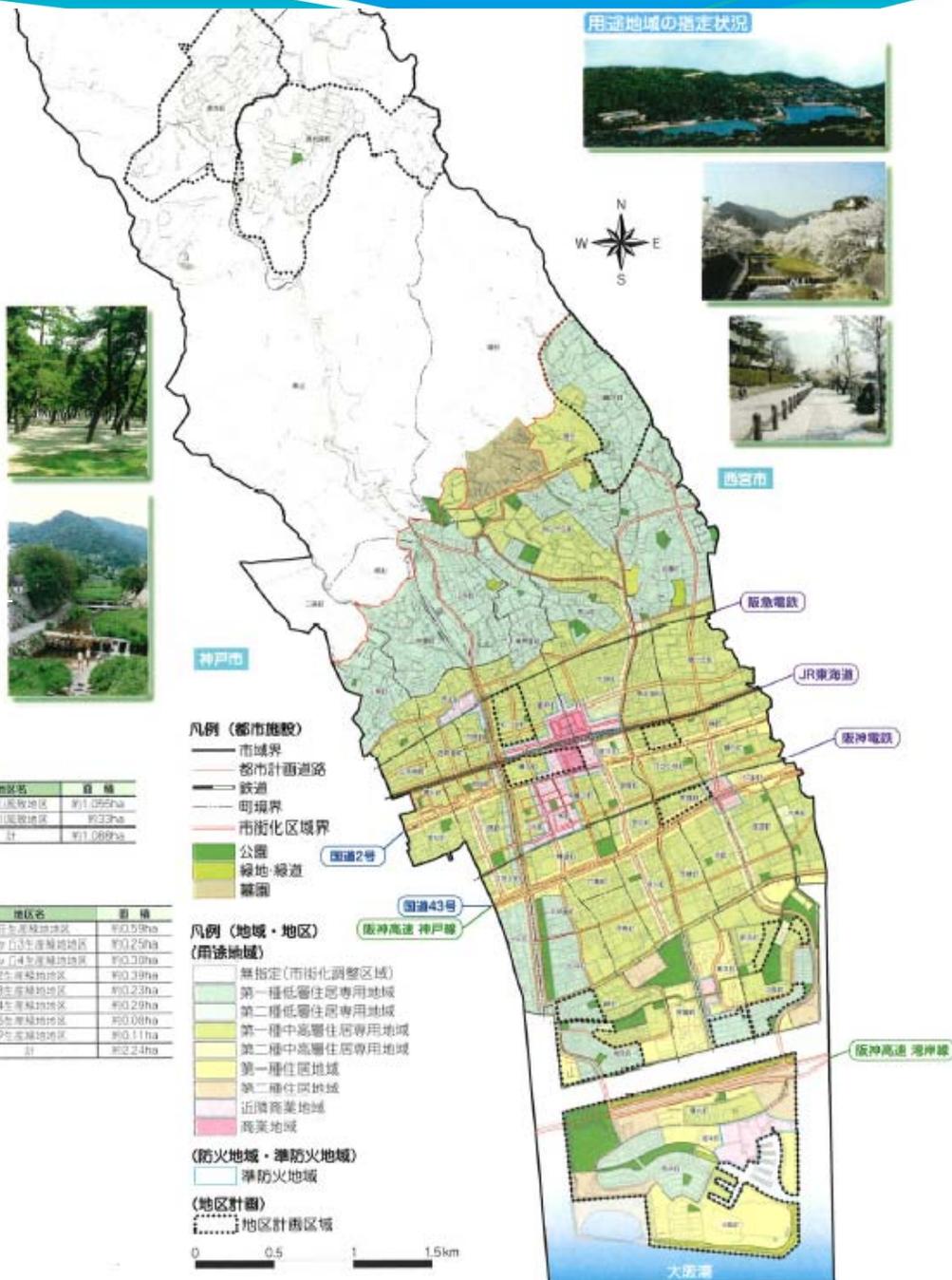
用途地域とは、土地を住宅地、商業地、工業地などに適した12種類の地域に区分し、その区分ごとに建てられる建物の種類、大きさ(建ぺい率や容積率)などを決めるものです。(芦屋市では8種類を指定)



用途地域の構成

地区名	面積
六甲山麓地区	約1,095ha
芦屋川流域地区	約33ha
計	約1,068ha

地区名	面積
八幡丘北産地地区	約0.9ha
御日ヶ丘北産地地区	約0.25ha
御日ヶ丘南産地地区	約0.3ha
新田北産地地区	約0.39ha
西園3生産地地区	約0.23ha
西園4生産地地区	約0.29ha
西園5生産地地区	約0.08ha
西園7生産地地区	約0.11ha
計	約2.24ha



用途地域の指定状況



### 凡例 (都市施設)

- 市域界
- 都市計画道路
- 鉄道
- 町境界
- 市街化区域界

- 公園
- 緑地・緑道
- 雑園

### 凡例 (地域・地区)

- (用途地域)
- 無指定(市街化調整区域)
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第二種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域

### (防火地域・準防火地域)

- 準防火地域

### (地区計画)

- 地区計画区域

# 屋外広告物とは

## 屋外広告物法第2条

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

# 屋外広告物に該当するもの

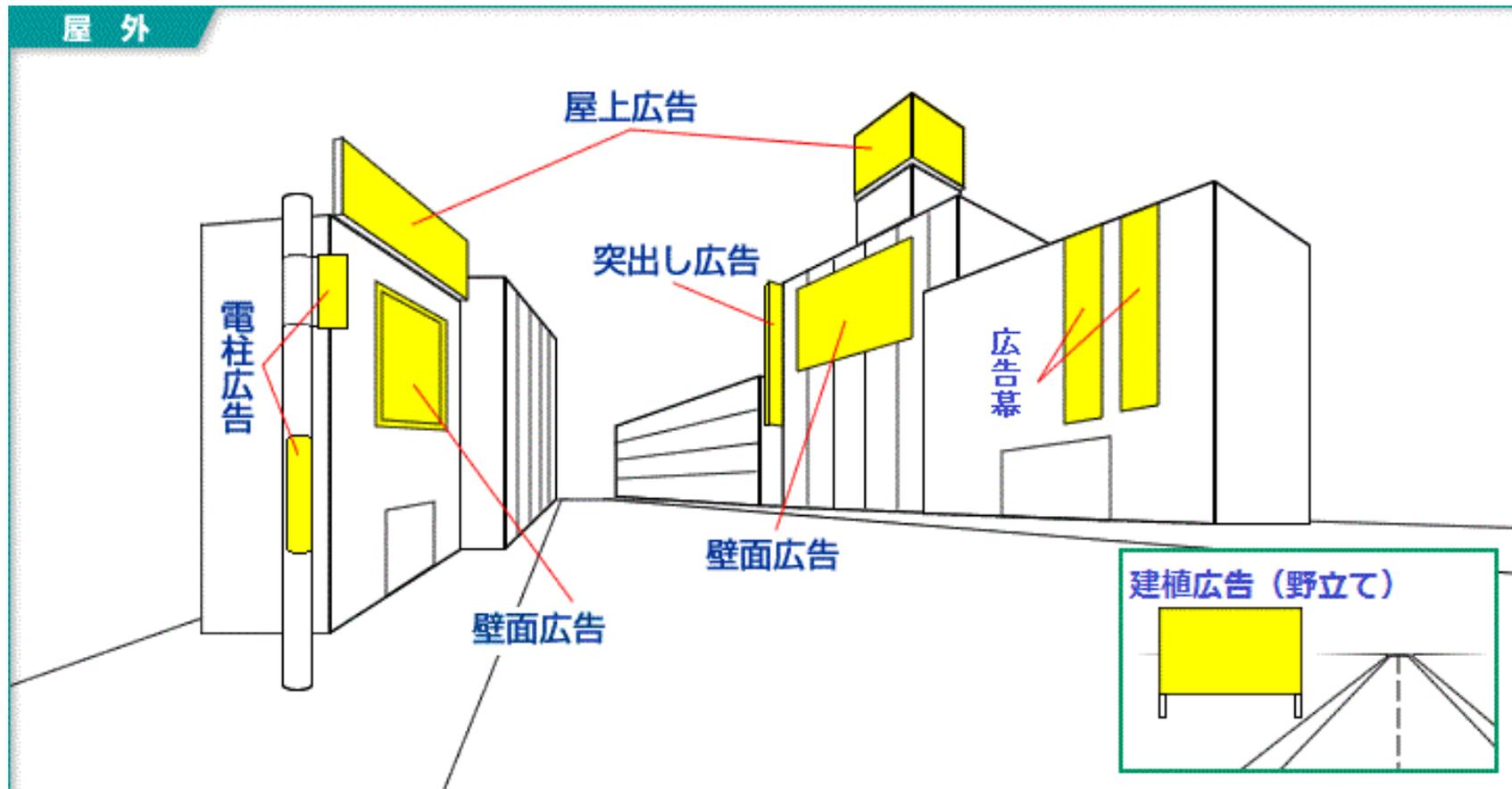
## 該当

- 表札
- のぼり(イベント等短期間のものも含む)
- 意見(マンション建設反対等)
- 車や電車の車体に表示するもの

## 非該当

- 街頭ビラ
- 屋内から外に向かって表示するもの
- 改札口の内側に表示するもの
- 大学構内に表示するもの

# 主な屋外広告物の種類



すべての屋外広告物は設置する前に原則許可が必要

# 屋上広告

- 建築物の屋上に独立して設置するもの、塔屋や屋上設備など建築物の高さに含まれないものに設置するもの

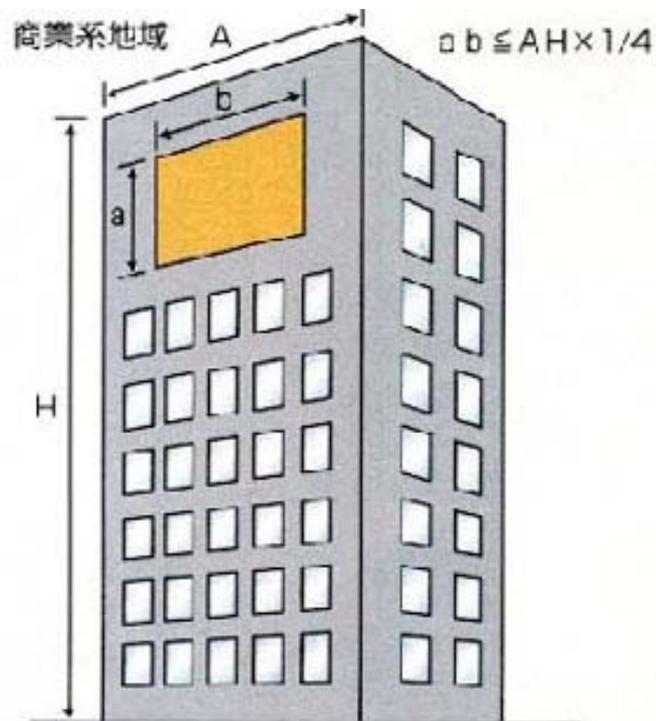


○商業系地域：近隣商業地域及び商業地域をいいます

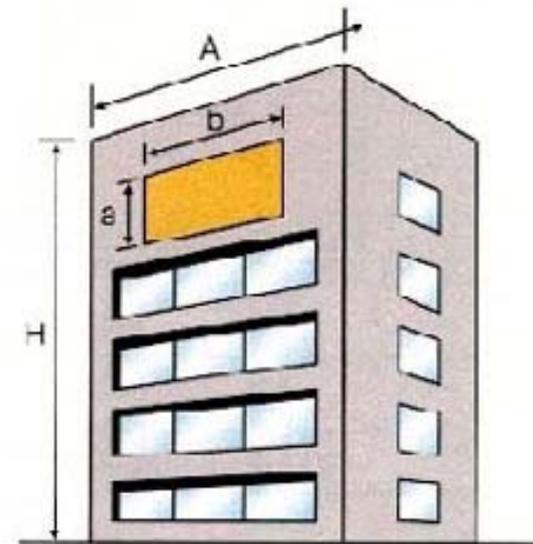
※図に示す数値は県条例の規制内容です

# 壁面広告

- 建築物の壁面に設置するもの



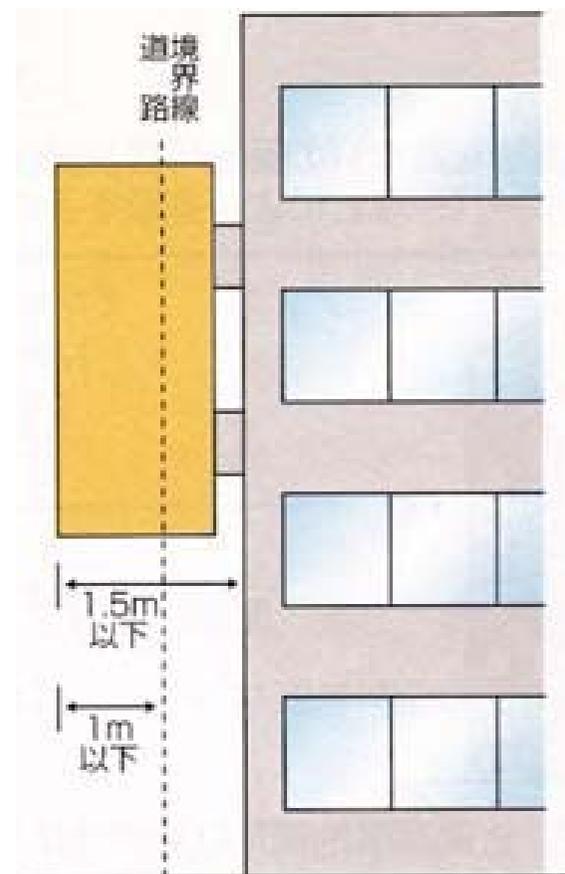
その他の地域  $ab \leq AH \times 1/5$



※図に示す数値は県条例の規制内容です

# 壁面突出広告

- 壁面の横に突出して設置するもの(道路占用許可を要するものが多い)

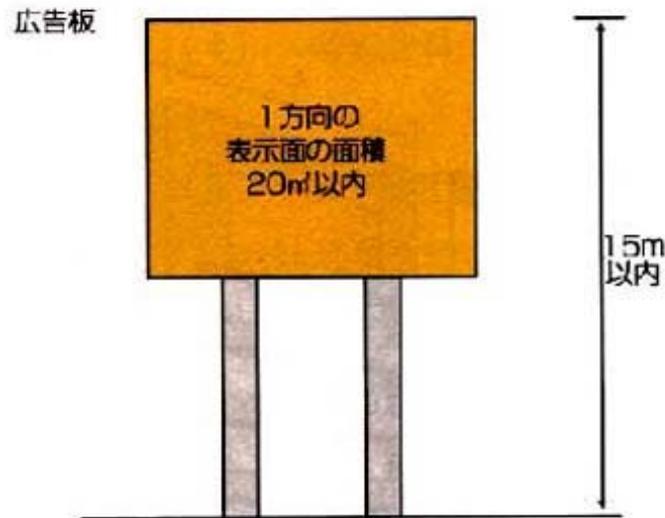


※図に示す数値は県条例の規制内容です

# 建植広告

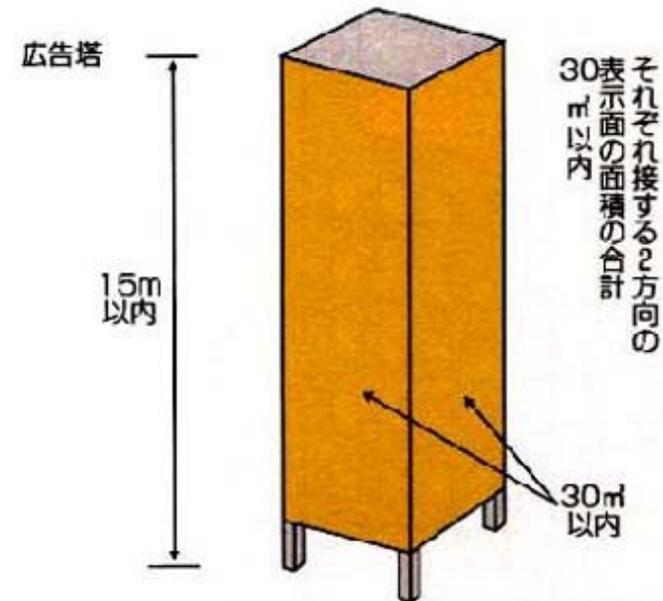
## 広告板

- 板状の薄い板面に表示。表示方向が表裏の2面だけとなる。



## 広告塔

- 立体的なもの。角柱型で3~4面表示となることが多い。



※図に示す数値は県条例の規制内容です

# 屋外広告物条例の法的な位置づけ

## 屋外広告物法第4条

都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示…について、…必要な制限をすることができる。

- 景観・風致 → 色彩, 大きさ, 数量等の規制
- 危害の防止 → 管理義務, 安全点検報告

一般的に、屋外広告物条例では内容の制限まではできない



# 屋外広告物条例に係る事務

## 地方自治法第252条の17の2

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。



# 屋外広告物条例に係る事務

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例

13 屋外広告物法に基づく事務  
(違反に対する措置等)

78 屋外広告物条例に基づく事務  
(許可事務等)



# 屋外広告物条例を策定できる自治体

屋外広告物法第26条(特別区の特例)

屋外広告物法第27条(大都市等の特例)

屋外広告物法第28条(景観行政団体である市町村の特例)

## <景観行政団体>

景観法に基づく景観行政事務を処理する自治体。都道府県、政令指定都市、中核市、都道府県に代わり景観行政事務を処理することについて都道府県と協議をした市町村がこれにあたる。景観計画の策定、景観重要建造物及び樹木の指定等、法に基づく様々な景観施策を決めることができる。



## 芦屋市屋外広告物条例における規制の方向性

- 規制エリアの細分化
- 総量規制等
- 色の規制
- 屋上利用の禁止
- 壁面突出の原則禁止
- 壁面利用の制限
- 一部地域におけるのぼり旗の禁止

# 規制エリアの細分化

＜県条例による規制＞

第1種禁止地域，第2種禁止地域，第3種禁止地域，許可地域の4種類



芦屋川特別地域(芦屋川沿い)  
南芦屋浜特別地域(南芦屋浜)  
沿道沿岸特別地域(山手幹線，鳴尾御影線，宮川線沿い)  
広告物誘導特別地域(JR駅前周辺，国道2号・43号沿い)  
山麓地域，住宅地域，複合地域 計7種類

# 総量規制等

＜県条例による規制＞

禁止地域等における総量規制（個数・面積）は，1事業所ごとに算定する



- 総量規制において，個数は1事業所ごとに算定するが，面積は土地・建築物ごとに算定する
- 「施設管理者」を定義
- 「調整義務」の新設

# 色の規制

＜県条例による規制＞

彩度が10を超える色は2色以下かつ地色への使用制限  
(一部の地域及び広告物のみ適用)



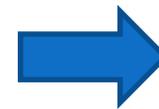
禁止色・アクセント色・規制色を地域ごとにそれぞれ定義  
禁止色(もっとも派手な色)は使用禁止  
アクセント色(かなり派手な色)は全体の1/30まで  
規制色(あざやかな色)は全体の1/5~1/3程度  
(すべての広告物に適用)

# 屋上利用の禁止

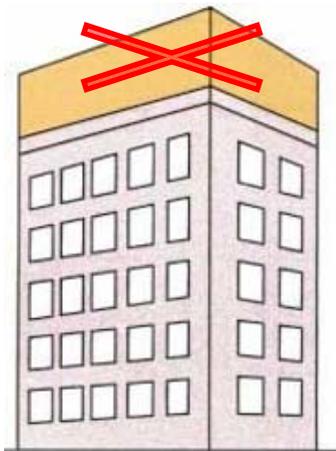
＜県条例による規制＞

第1種禁止地域及び

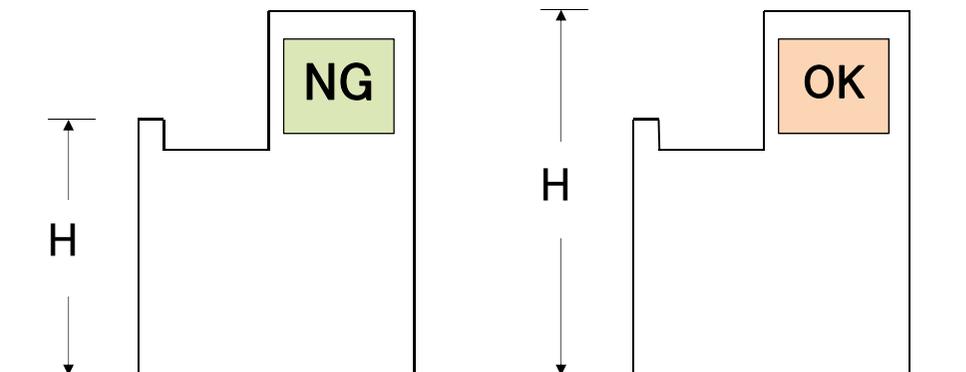
第2種禁止地域(一低・二低)では設置禁止



市域全域で設置禁止



H: 建築基準法に基づく建築物の絶対高さ



# 壁面突出の原則禁止

＜県条例による規制＞

第1種禁止地域のみ禁止

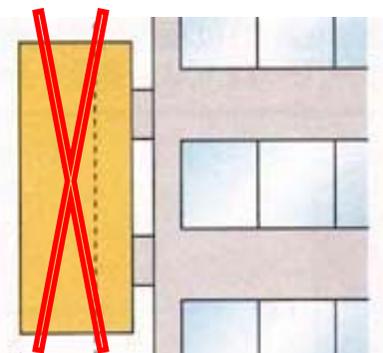
その他の地域では出幅と下部空間の規程程度



すべての地域において原則禁止

(小規模なもので

設置高さが低いものについては除く)

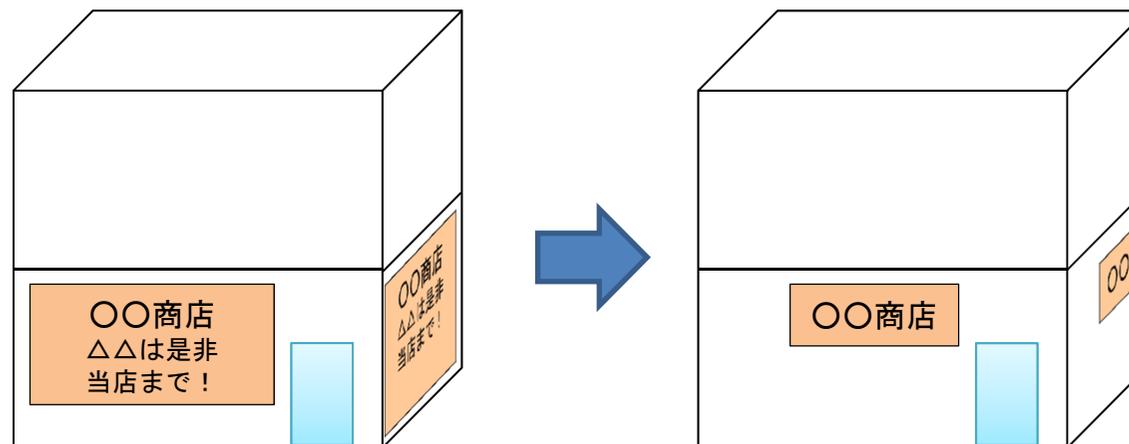


# 壁面利用の制限

個当たりの面積制限(例 住宅地域:5m<sup>2</sup> 複合地域:20m<sup>2</sup>)

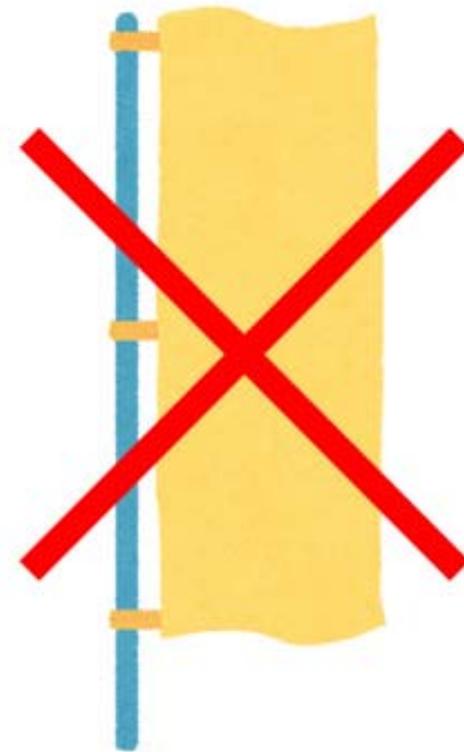
高さ制限(例 住宅地域:10m以下 複合地域:なし)

占有している壁面の1/5以下(商業系の地域では1/4)

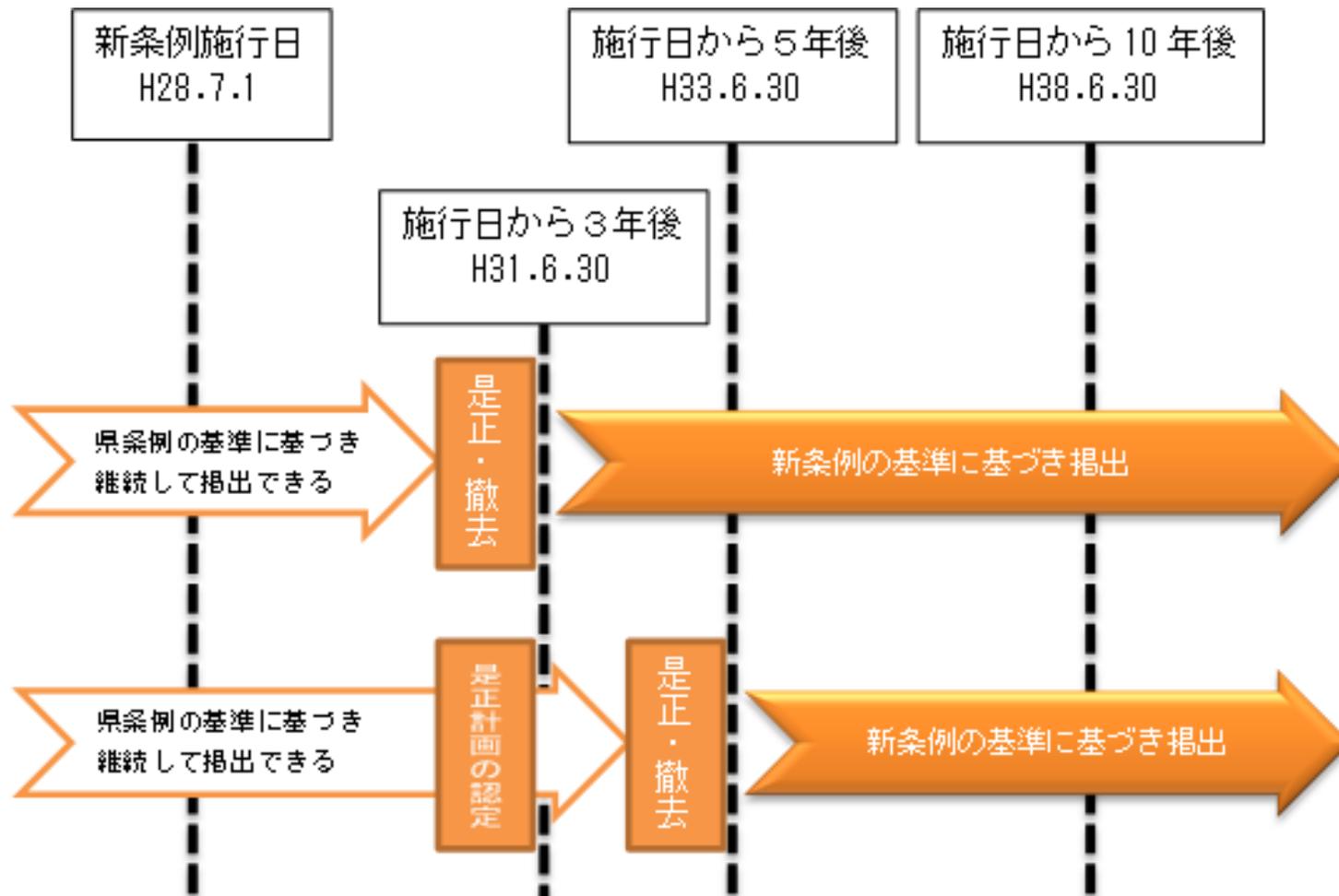


# のぼり旗の禁止

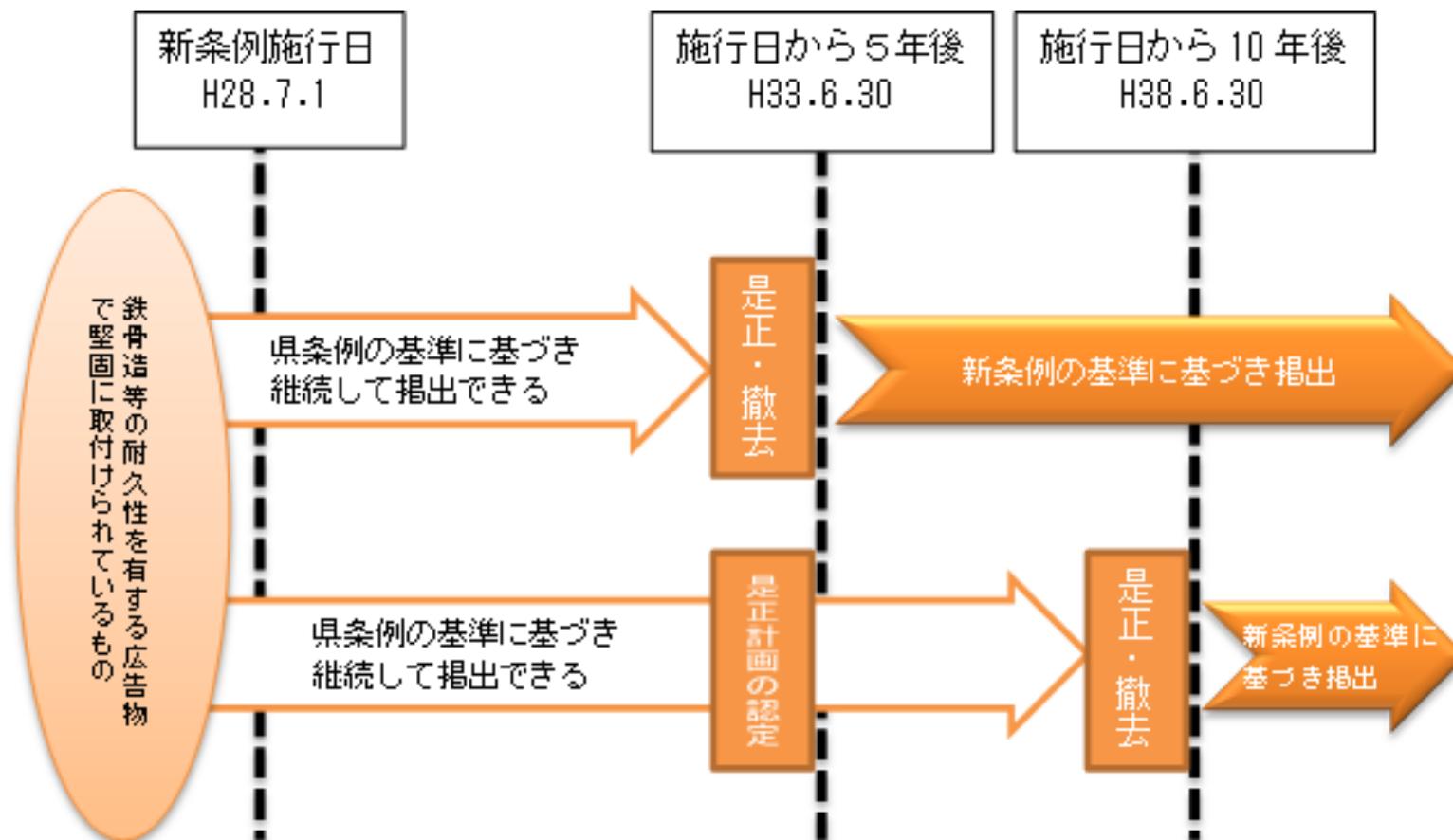
- 山麓地域, 住宅地域, 芦屋川特別地域, 南芦屋浜特別地域, 沿道沿岸特別地域では, のぼり旗の設置が禁止されている。
- 複合地域, 広告物誘導特別地域では, のぼり旗の設置そのものは禁止されていないが, 設置する前に許可が必要。



# 既存広告物の適法性（経過措置）



# 既存広告物の適法性（経過措置）



# 補助制度の新設

	H31.6.30までに補助事業を完了させるもの		H33.6.30までに補助事業を完了させるもの	
	補助率	限度額	補助率	限度額
改修費用	1/2	100万円	1/3	50万円
撤去費用	2/3	100万円	1/2	50万円

- 経過措置を受けられない屋外広告物は対象外
- 自己が所有又は管理するすべての屋外広告物を適法にしなければならない

# 条例の制定に至った経緯と背景

- 平成8年 芦屋市都市景観条例制定
- 平成16年（景観法制定・屋外広告物法改正）
- 平成21年 市域全域を景観地区に指定

景観地区とは、景観法に基づく都市計画法上の地域地区の一種。地区内における建築計画については、事前に申請による認定を取得しないと、建てることできない。



市独自の屋外広告物条例策定を求める声

# 条例の制定に至った経緯と背景

- 平成26年4月 景観行政団体へ移行
- 平成26年4月～平成27年3月 屋外広告物条例策定に伴う規制内容検討業務委託
- 平成26年6月 屋外広告物条例原案策定検討委員会設置
- 平成26年7月～平成27年3月 委員会開催(計5回)
- 平成27年6月 都市景観審議会開催(事前審), 議会(委員会)にてパブコメ案を報告, 商工会へパブコメ案について説明
- 平成27年7月 市内商店街・商店会会長及び各種業界団体宛にパブコメ案を送付
- 平成27年7月～8月 パブリックコメント実施

# 条例の制定に至った経緯と背景

- 平成27年8月 検察庁協議文書提出
- 平成27年9月 議会(委員会)にてパブコメ結果を報告, 都市景観審議会開催(本審), 検察庁回答文書受領, 兵庫県景観審議会開催
- 平成27年11月 商工会説明会
- 平成27年12月 本会議最終日に承認→条例制定
- 平成27年12月～平成28年1月 市内全域調査
- 平成28年1月 医師会説明会, 歯科医師会説明会, 電柱広告業者宛通知文書送付

# 条例の制定に至った経緯と背景

- 平成28年2月 議会(委員会)にて調査結果報告
- 平成28年2月～4月 医師会・歯科医師会会員へ個別説明, 市内広告主へ文書通知(県条例に基づく指導)
- 平成28年4月～6月 市内広告主へ電話・訪問による指導(県条例に基づく指導)
- 平成28年7月 条例施行
- 平成28年7月～8月 県条例に基づく是正状況の確認
- 平成28年9月～ 市条例に基づく不適合事項の確認



ご清聴ありがとうございました。